

第4章 調査研究者による試行方策の実施

第1 はじめに

前章では、日本の法曹有資格者がベトナムで提供することができる法的支援及びそのニーズについて分析した。本章では、かかる分析を踏まえ、当職が有効と考えた法的支援を実際にベトナムで実施した試行方策について述べる。

第2 試行方策の選定

効果的な法的支援の試行方策を実施するにあたり、当職は、「中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談」及び「賄賂に関する勉強会」を選定した。これらの試行方策を選定した理由は、以下のとおりである。

1 中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談を選定した理由

第3章で述べたように、現地商工会議所に加入している日系企業は約2,000社ある一方、日系法律事務所やコンサルティング会社も数多くベトナムに進出していることから、一定程度は日系法律事務所などのキャパシティによる法律サービスの提供を受けることが可能となっていると考えられる。

しかし、アンケート調査によると、日系企業が日本法弁護士に依頼することの障壁となっている理由として、費用について言及している者が多かったため、中小企業では、特に費用面から日本法弁護士のサービスを受けることにハードルが高い現状があると考えた。

また、ヒアリングを通じて、現在ベトナムに進出している日系法律事務所は、企業法務案件を中心的に扱う事務所がほとんどであり、在留邦人に関する法律相談に関しては、原則的にお断りする事務所も存在している現状がある。

以上の理由から、中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談のニーズが高いと考え、実施することとした。

2 賄賂に関する情報発信（勉強会）を選定した理由

アンケートにおいて、取引先やベトナム当局から賄賂を要求されたことがあると回答する企業が圧倒的に多かった。具体的には、ベトナム政府の職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことがあるかという質問に対し、75社（42.1%）が「ある」と回答した（別紙1、Q40）。

また、ヒアリング調査を通じて、アンケートでの回答率を大幅に超える数の企業や邦人が、賄賂の要求を受けたり供与をしたりしていることがわかった。

近年、ベトナム法では問題ないとされているケースも、日本法により処罰される例が増えてきているにもかかわらず、ヒアリング調査によると、ベトナムにおける賄賂の問題について、問題があると認識していない企業や、問題であるが仕方ないと考え、賄賂の供与を実際に行っている企業も多く存在していることが分かった。そのため、当職が賄賂の問題について、注意喚起の意味で情報発信をすることは意義のあることであると考えた。

第3 試行方策の実施

1 中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談の実施

1.1 周知方法

ベトナムに進出している日系企業に対し、広く無料法律相談の実施を告知する方法として最も有用なものとしては、商工会議所等へ協力を依頼し、同会員のメーリングリストを通じた告知が挙げられる。

しかし、無料法律相談の主な対象者は、商工会議所に加入していない（費用の面で加入することができない）と考えられる中小企業及び在留邦人である。したがって、これらの者を対象とした無料法律相談の実施を告知するためには、当該方法は適切とはいえないと考えた。

そこで、日系企業の訪問者数が多いと考えられるJETROホーチミン事務所、日本人がよく訪問する日本食レストラン、居酒屋、美容院に無料相談のパンフレットを置いてもらうこととした。ただし、新型コロナウイルスの規制によるロックダウンのため、JETROホーチミン事務所を除いて、これらの告知活動は有効に機能しなかった。

1.2 試行方策を実施した際の注意点

ベトナムにおける外国人弁護士の活動規制の観点から、ベトナム人弁護士の協力を得た上で、無料法律相談を実施した。また、既にベトナムに進出している日系法律事務所、日本法弁護士の業務を妨げないよう配慮する必要があると考え、以下の明確な基準を設定した。

- 1) その場で回答可能な法律相談のみを対象とし、投資許可申請、行政手続、代理業務等の継続的相談・代理業務は一切取り扱わない。ただし、協力弁護士が法律相談実施後に依頼を受けて、個別案件を受任することは可能とする。
- 2) 「初回無料」を厳密なものとし、相談終了後の追加的な回答は、法律相談の場において調査した上で報告する旨を明言した場合を除いて実施しない。

以上の条件を満たす形で、2020年8月から、無料法律相談を実施した。

1.3 具体的な無料相談

1.3.1 A社（中規模事業者）—2020年11月19日

1.3.1.1 相談内容

- ・ 日本人2名を新たにベトナムに駐在させるための手続を進めている。
- ・ 労働許可証取得用の書類で、CERTIFICATE OF EMPLOYMENTがあり、そこでは親会社で駐在予定の従業員について、直近で2年以上勤務していることを記載する必要がある。しかし、これらの従業員はいずれも海外の現地法人で勤務しているため、親会社での直近2年間の勤務経験がない。
- ・ 親会社からの出向ということであれば、就労ビザの取得手続が簡易になる制度があると聞いたが、これらの従業員は適用対象か。

1.3.1.2 回答

原則として、本件のケースでは、就労ビザの取得手続が簡易になる制度を利用することはできない。もっとも、専門家のカテゴリーとして申請することによって、比較的容易に就労ビザを取得することが可能である。

※ 2021年の労働法改正により、就労ビザの要件が厳格化されたことに伴い、上記回答は現在の法律においても通用するものであることは保証されていない。

1.3.2 B社（小規模事業者）—2021年9月24日

1.3.2.1 相談内容

- ・ ベトナムに工場及び販売事務所を有しており、現地の工場で生産した商品を販売する小売業を営んでいる。このたび、eコマースサイトでの商品販売も視野に入れており、実際にプロジェクトが動き出している。具体的には、eコマースサイトで直販店舗をオープンし、個人ユーザーへ商品を販売する計画を立てている。また、店舗でも個人に対して、商品を販売する予定である。
- ・ 元々複数のコンサルティング会社に法的助言をしてもらっていたが、投資登録証明書（IRC）に記載された文言の解釈でコンサルティング会社の意見が割れており、弁護士に投資登録証明書（IRC）の内容について正確な助言をいただきたい。
- ・ 既に取得している投資登録証明書（IRC）でeコマースによる商品の販売ができるか否かについて、コンサルティング会社は、投資登録証明書（IRC）に「小売」という単語があるので、OKではないのかというコンサルティング会社と、できないというコンサルティング会社がある。

1.3.2.2 回答

投資登録証明書（IRC）に記載されている内容のみでは、小売ライセンスを取得したことにはならない。別途、小売ライセンスを取得していないのであれば、取得することが推奨される。

2 ベトナムの賄賂に関する情報発信

2.1 情報発信の内容

ベトナムに進出している日系法律事務所や会計事務所も賄賂に関するセミナーを定期的に行なっている。当職は、ベトナム現地であまり詳細な情報発信がされていない「日本において立件されたベトナムでの贈収賄事件」を中心に、情報発信することとした。

2.2 情報発信の方法

情報発信の方法としては、以下の2種類の方法を採用した。

まず、ヒアリングにて、賄賂について詳しく知りたいと回答した方を対象とし、賄賂に関する理解を深めてもらうという視点から、少人数の勉強会を行うことを考えた。勉強会では、経済産業相の「外国公務員贈賄防止指針」（平成16年5月26日、最終改訂令和3年5月）のベトナムの事案を中心に扱った¹⁰¹。

2.3 ベトナムの賄賂に関する勉強会

勉強会は2回行い、1回目の参加者は6名、2回目の参加者は7名であった。参加者にアンケートを行ったところ、「満足した」又は「まあまあ満足した」という回答が100%であった。セミナーを聴講した感想として挙げられていた内容は、以下のとおりである。

- ・ ベトナムでの利益供与行為も日本で刑事上の責任となり得ることにつき、具体的にイメージすることができ、非常に有益でした。
- ・ ケーススタディが良かったです。実際、自分も、同じ立場になれば、同じように犯罪を犯してしまうのではないかと思いました。今後、この勉強会で学んだことを生かして、気をつけていきたいと思います。

¹⁰¹ 「外国公務員贈賄防止指針」（平成16年5月26日、最終改訂令和3年5月）経済産業相
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin20210512.pdf

- ・ 実際に日本で起訴されたケースが具体的に説明されていて、参考になりました。現在現地法人の代表をしています。自己判断での決定は必ず慎重ようにしなければならぬと改めて感じました。
- ・ 今日話を聞いて、頭では賄賂は絶対悪と分かってはいるのですが、実際に少額の賄賂を要求された場合、事業への支障と天秤にかけた場合に、経営判断で支払の方向に舵を切ることもやはりケースバイケースで必要ではないかと思えます。
- ・ 中国や韓国の企業が当たり前のように賄賂を供与し、得をしている現状に歯痒さを感じますが、日本の法律で罰せられるというのが今日のセミナーでよく分かりました。

第4 結語

ベトナムの法制度は、これまでも日本を中心として、法整備支援が長年行われており、整備がなされている状況である。一方、法律の運用面に関しては、担当官による裁量次第で結論が変わりうる場面が多々見られるなどしている。

ベトナムに滞在する在留邦人や進出する日系企業にとっては、法律の運用面の不透明さに戸惑い、実際に法的トラブルに直面している企業も多い。このような中、日本の法曹有資格者が、ベトナムに進出している日系企業や滞在している在留邦人を支援する方策は、多様に存在していると考えられる。現地に進出する日系法律事務所や会計事務所からも、日本の法曹有資格者に対する需要も高い。今後、ベトナムで日本の法曹有資格者が、本調査を通じて明らかになった法的需要に対応していくことが期待される。

以上